

認定介護福祉士研修認証規則

(目次)

- 第1章 総則
- 第2章 研修認証委員会
- 第3章 研修の認証
 - 第1節 認証
 - 第2節 更新
 - 第3節 取消し
 - 第4節 不服申立
- 第4章 個人情報保護
- 第5章 補則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、認定介護福祉士認証・認定機構（以下、「機構」という。）定款第4条第2項の規定に基づく事業を行うため、認定介護福祉士の認定要件となる研修の認証に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において研修とは、その他名称の如何を問わず介護福祉士が知識の獲得及び技術を向上させるために受けるものをいう。

2 研修認証とは、介護福祉士に対する研修の実施内容及び条件等を評価し、認定介護福祉士の研修認証基準に適合するものを認証することをいう。

第2章 研修認証委員会

(研修認証委員会)

第3条 研修認証に関する事項の審議を行うために、機構に研修認証委員会を置く。

2 研修認証委員会の委員及び運営については、別に定める。

第3章 研修の認証

第1節 認証

(認証申請)

第4条 認証を希望する研修実施団体は、定められた申請書類を、機構が定める審査料とともに機構に提出しなければならない。

2 認定介護福祉士研修認証基準（以下、「認証基準」という。）第1条別表1「認定介護福祉士養成研修カリキュラム」に基づき、機構に認証申請を行うものとする。

3 認証申請は、科目単位でも申請できる。ただし、「生活支援・介護過程に関する領域」及び「自立に向けた介護実践の指導の領域」については、領域単位とする。

(認証の対象)

第5条 各種研修の実施団体は、介護福祉士に対する各種研修について本機構の認証を受けることができる。

(認証基準)

第6条 認定介護福祉士研修認証の基準は、認証基準による。

(審査)

第7条 審査は、研修認証委員会が、原則として毎年1回以上、認証申請書の審査によって行う。

2 機構は、申請に至る過程で必要な助言、指導等について、随時行うことができるものとする。

3 研修認証委員会は、審査結果に基づき、研修の認証に関する総括審査報告書を作成し、機構理事会に報告する。

(認証)

第8条 機構理事会は、研修認証委員会において基準に適合すると認めた研修の科目又は領域について認証する。

2 機構理事長は、第1項にて認証した研修に対し、認証証を発行する。

(申請内容の変更)

第9条 認証時に提出されている申請書類の内容に変更が生じた場合は、研修実施団体は遅滞なく機構に届け出ることとする。

(認証の有効期間)

第10条 認証の有効期間は、認証された研修の開始の日より3年間並びに認証更新の日より3年間とする。ただし、第17条の規定により認証を取り消されたときは認証の有効期間に関わらず研修認証は取り消された日をもって終了する。

(同一団体からの別途の申請)

第11条 既に認証を受けた研修実施団体が、新たな研修を行う場合には、当該研修に関して新たに認証申請を行わなければならない。

(研修の他機関への委託)

第12条 認証を受けた研修実施団体は、当該研修の開催企画、実施、評価及び修了証の発行の一部を原則として他の既に認証を受けた研修実施団体に委託することができる。ただし、申請時に委託について申し出なければならない。

第2節 更新

(更新)

第13条 研修の認証は、3年ごとに更新する。

2 更新に際しては、研修実施団体より提出された自己評価報告書に基づき評価を行う。

(経費の負担)

第14条 研修の認証及び更新申請、事前の助言指導等に関して必要な経費及び認証後の経費は別に定める基準に従い、研修実施団体が負担するものとする。

(認証後の遵守事項)

第 15 条 認証を受けた研修実施団体は、研修の案内、その他の文書に機構により認証された研修であることを記述しなければならない。

2 認証を受けた研修の実施団体は、機構が定める認証にあたっての遵守事項を遵守しなければならない。

(認証の公表)

第 16 条 認証を受けた研修及びその実施団体の名称は、機構のホームページに公表する。

第 3 節 取消し

(認証の取消)

第 17 条 研修の認証は、次の各号に掲げる事由により、研修認証委員会及び機構理事会の審議を経て、機構理事長が研修の認証を取り消すことができる。

(1) 研修運営に関して認証申請書記載内容と著しく差異が生じたとき

(2) 認証基準に著しく違反する事実が確認されたとき

2 第 1 項の規定に基づき研修の認証を取り消した場合は、機構のホームページに公表する。

第 4 節 不服申立

(不服申立)

第 18 条 次の各号に掲げる場合は、不服申立をすることができる。

(1) 認証申請した研修が認証されなかったとき

(2) 認証が取り消されたとき

(審査手続き)

第 19 条 不服申立審査手続きについては、認定介護福祉士研修認証規則施行細則による。

第 4 章 個人情報保護

(個人情報保護)

第 20 条 機構は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に管理しなければならない。

2 個人情報は目的の範囲内に限定して利用するものとする。

第 5 章 補則

(改廃)

第 21 条 この規則の変更は、機構理事会の決議を経るものとする。

(委任)

第 22 条 この規則に定めるものの他、研修認証に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、機構理事会の承認の日（平成28年3月1日）から施行する。

認定介護福祉士認証・認定機構研修認証規則の委託を認める場合について

認定介護福祉士認証・認定機構研修認証規則第 12 条の委託を認める場合は、次のとおりとする。

- 1 研修の委託に関しては、委託元（研修認証申請団体）が委託事項についての管理・監督の責任を負うものとする。
- 2 適切な研修企画運営を担保するものとして、既に認証を受けた実績があることを原則とする。
- 3 2により難しい場合の認証実績のない団体への委託については、委託先の団体が適切に運営できること、委託元が管理・監督を適切に行うなど研修の質や履修管理について責任を負うこととし、研修認証申請時に次の書類を添付すること。
 - (1) 委託先団体の規約（根本規則、プライバシーポリシー）
 - (2) 委託契約書の写し